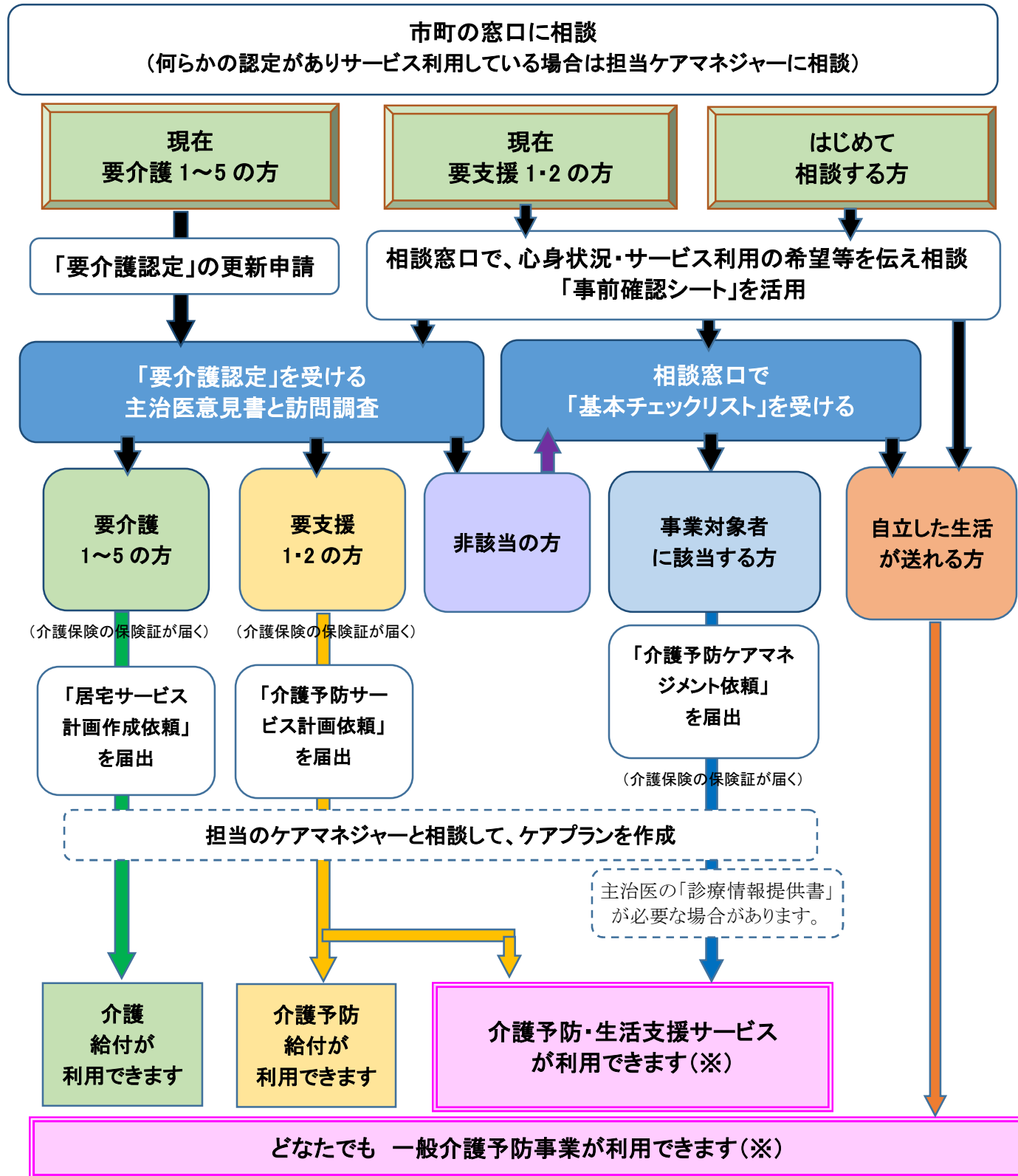


総合事業等のサービス利用の流れ（65歳以上の方）



※ 二重四角で囲まれた部分の総称が「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）です。

南越前町 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

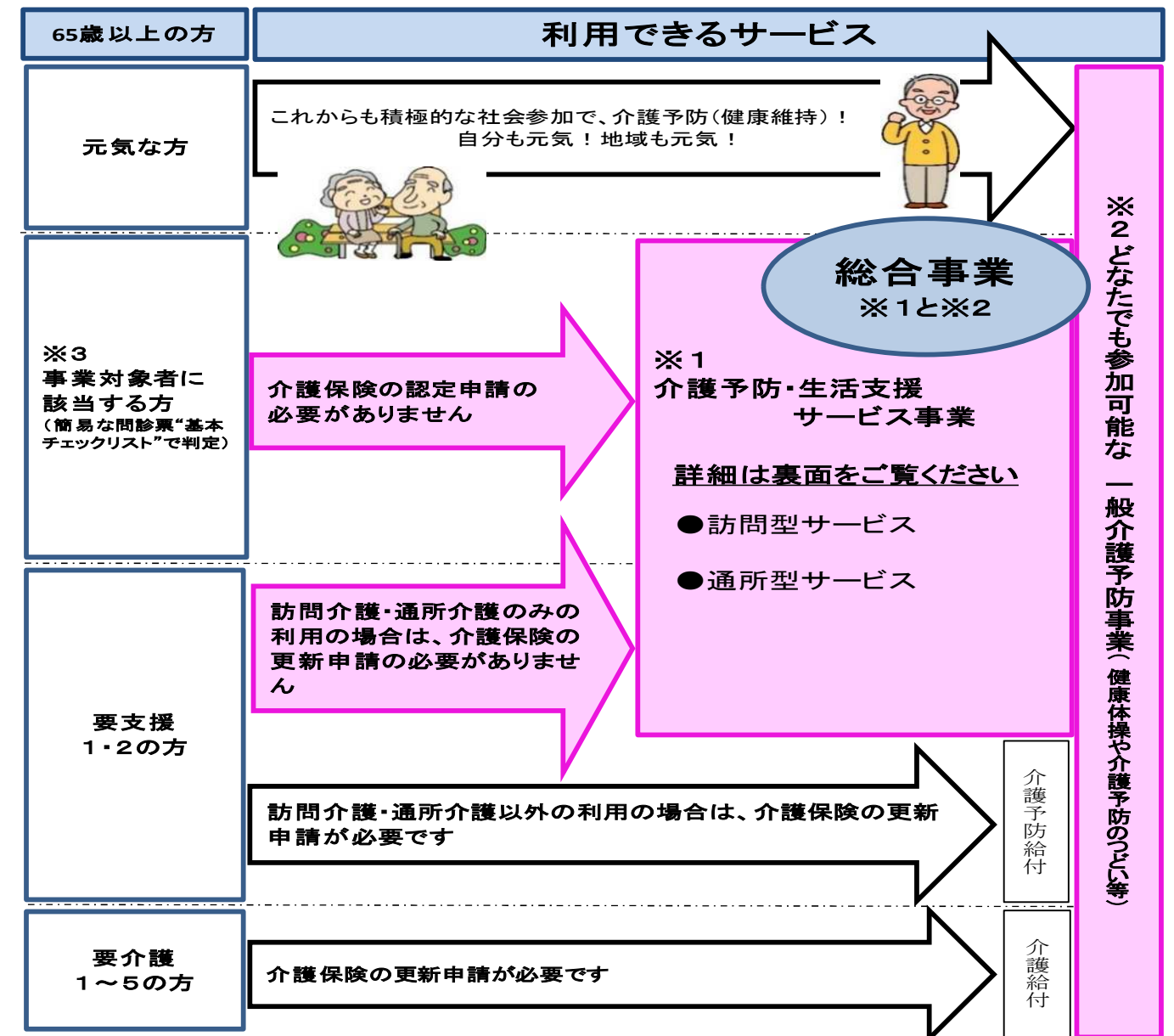
【総合事業ってなに？】

65歳以上の人を対象にした、町が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」※1と「一般介護予防事業」※2に分かれています。
日常生活の中で困り事が増えて来たと感じたら、下記の窓口相談しましょう！

【総合事業を利用できるのはどんな人？】

要支援1・2の認定を受けた方と事業対象者※3の方です。

※3 介護保険の認定を申請するほどではないがサービス利用が必要な人。
基本チェックリストという簡易な問診票を基にサービス必要性の有無を認定します。



【お問合せ】南越前町保健福祉課地域包括支援センター（47-8009）

南越前町社会福祉協議会地域包括支援センター（45-1170）（今庄福祉センター2階）
河野支所（48-2260）（河野保健福祉センター1階）

担当のケアマネジャー（介護支援専門員）

【相談窓口 連絡先】

南越前町地域包括支援センター TEL 47-8009
南越前町社会福祉協議会地域包括支援センター TEL 45-1170（今庄福祉センター2階）
河野支所 TEL 48-2260（河野保健福祉センター1階）
南越前町役場 保健福祉課 TEL 47-8009
今庄事務所 TEL 45-1111
河野事務所 TEL 48-2111

南越前町「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービス内容について

令和7年4月～

⑩利用者負担額は負担割合が1割の場合です。負担割合が2割、3割の方は、負担額が変わる場合があります

介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

一般介護予防事業

【訪問型サービス】
自宅で受けるサービスです

在宅での自立した生活をお手伝いします！

●食事・入浴・排せつの介助などの身体介護

●掃除・洗濯・調理などの家事援助

●作業療法士・理学療法士保健師などの専門職による相談指導 など

【通所型サービス】
施設等へ通って受けるサービスです

●入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援

●自立支援プログラム

●運動機能向上

●栄養改善

●口腔機能向上

●レクリエーション活動 など

訪問型サービス（第1号訪問事業）

通所型サービス（第1号通所事業）

		内 容	対 象 者	利用者負担額（月額）※1	利用者負担額（1回単価）※1	
●訪問型予防給付相当サービス	訪問介護員による身体介護・家事援助（概ね60分）		事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1,176 円/月	287円/回	
			事業対象者・要支援1・2（週2回程度）	2,349 円/月	287円/回	
			事業対象者・要支援2（週2回を超える場合）	3,727円/月	287 円/回	
●訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	身体介護を伴わない家事援助（概ね60分）	上記以外の軽度な方	事業対象者・要支援1・2		A1：230 円/回	5回まで/月
					A2：140 円/回	5回まで/月
●おうちでお気軽短期集中サービス（短期集中予防サービス）	社会参加を高めるために必要な、個別の状況に応じた相談・指導等（概ね60分）	心身の状況等により、訪問でのサービスが必要であり、短期集中的な支援により回復が見込まれる方	事業対象者・要支援1・2		700 円/回	（期間3ヶ月間） 期間中最大6回まで 4回まで/月
●通所型予防給付相当サービス	介護予防目的の入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練（3時間以上）	医学的観察が必要・認知機能低下・入浴に支援が必要・退院直後等専門的なサービスが必要な方	事業対象者・要支援1・2（週1回程度）	1,798円/月	436円/回	
			事業対象者・要支援2（週2回程度）	3,621円/月	447円/回	
				送迎減算 47単位（片道）	送迎減算 47単位（片道）	
●通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	閉じこもり予防や自立支援（原則3時間未満）	上記以外の軽度な方	事業対象者・要支援1・2		358円/回 送迎減算 37単位（片道）	5回まで/月
●短期集中はつらつ教室（短期集中予防サービス）	日常生活に支障のある生活行為を改善するための個別の状況に応じた集団プログラム（概ね2時間）	生活行為に支障がみられるが、短期集中的な支援により回復が見込まれる方	事業対象者・要支援1・2		350 円/回	週1回程度 （期間3ヶ月間）
介護予防ケアマネジメント		事業対象者・要支援1・2の方は、無料で利用できます。				

「一般介護予防事業」は、65歳以上の方なら、どなたでも無料で参加できます！

●健康講座や講演会などを開催し、自立した生活のための「介護予防活動の重要性」を普及します。

●地域住民が主体となって行う「介護予防活動の支援」や、介護予防活動をサポートする「ボランティアの育成」などを行います。

積極的な社会参加で自分も元気♥
地域も元気♥

《都合の良い時だけ参加できる教室》

教室名	会場	開催日	講師
介護予防のつどい	・南条保健福祉センター ・今庄住民センター ・ファミリーマート ＋ハーツ河野北前船主通り店	時間 13：30～15：30 南条：火～金 今庄：水 河野：月	看護師等
南条健康体操教室	南条地区公民館	月2回（金曜 午後）	健康運動指導士等
タッピー体操クラブ	今庄住民センター	月1回（金曜 午後）	
しおさい体操教室	糠公民館	月1回（金曜 午前）	

※日時、会場等は、変更になる場合がありますので広報紙の町民カレンダーでご確認ください。

《お住まいの地域の「地域ふれあいサロン」での介護予防事業》

運動普及事業	理学療法士等による、運動器の機能向上等を目的とした体操
口腔機能向上事業	歯科衛生士による、飲み込みや歯の相談、お口の体操
認知症予防事業	包括職員等による、認知症関係の講義と実技

《自宅で体操したい方》
ケーブルテレビを観て一緒に体操！！
山海里体操
放映時間： 6時55分・9時55分・12時55分・15時55分・18時55分

※1 訪問型・通所型予防給付相当サービスについて

※加算の状況により利用者負担額は変わります。
下記の場合は原則「月額」を利用します。
①週1回程度利用予定の人が当月3回以上利用した場合
②週2回程度利用予定の人が当月5回以上利用した場合
③週2回を超える場合利用予定の人が当月9回以上利用した場合（注：訪問介護のみ）
【1回単価を用いる場合】
①月途中の利用開始または利用中止（転出入を除く）
②月途中の入院による利用中止および退院による利用開始
★入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合は「月額」を利用します。

町内各地区で開催中
「地域ふれあいサロン」
に参加してみましょー！！
開催日等は、南越前町地域包括支援センターや南越前町社会福祉協議会
（☎0778-47-3767）へお問合せください。

【お問合せ】南越前町地域包括支援センター ☎0778-47-8009